

I 工事等入札参加資格審査の概要

1 工事等入札参加資格審査とは

地方自治体が、契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができます（地方自治法施行令第167条の5）。

福島県で実施する工事、製造及び測量等（工事に関する測量、調査及び設計）に関する競争入札に参加を希望される方は、「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（福島県告示第59号）」に基づき、入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録される必要があることとしています。

現在、福島県が作成している有資格者名簿は大きく分けて以下の4つですが、この手引きは、**建設工事等**に関する資格審査について説明するものです。

他の参加資格名簿との混同（例 測量等と森林整備委託・庁舎維持管理委託の混同、製造と物品販売・修繕の混同…等）がないようご注意ください。

- ・ **建設工事等**……………**入札監理課所管**
- ・ 物品購入・修繕……………出納局入札用度課所管
- ・ 庁舎等維持管理業務……………施設管理課所管
- ・ 森林整備業務……………森林計画課所管

2 入札参加資格審査申請種別

大きく「工事」、「測量等」（工事関連委託）及び「製造」の3つの区分があり、さらに、下表の工事（業務）種別、製造品目に分類されます。

区 分	入札参加資格申請種別
建設工事 (18種別)	一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備、鋼橋上部、P C 橋上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、機械設備、通信設備、造園、さく井、グラウト
測 量 等 (5種別)	地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計
製 造	工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕

(1) 建設工事の「福島県の工事種別（18種別）」と「建設業許可業種（29業種）」の対応

経営事項審査の完成工事高を県独自の入札参加申込の工事種別毎に組み替える必要があります。この場合は、別表1「申請の種別」及び別表2「建設工事の「福島県の工事種別（18種別）」と「建設業許可業種（29業種）」の対応表」により工事1件毎にその内容を十分に確認して振り分けていくこととなります。

なお、経営事項審査で申請していても県の工事種別に振り分け不可能な完成工事高は、「その他の工事」として整理します。

(2) 測量等（測量・調査・設計）の申込種別

以下の業種を申請しようとする場合は、申請の要件を満たし、かつ審査基準日の直前営業年度において、当該業種に関する業務取扱高があることが必要となります。

なお、一般に言う「調査」であっても工事に関連しないもの（例：食品分析）は、本資格審査の対象ではありません。

業務種別	業務内容	申請の要件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調 査	不動産鑑定	不動産鑑定については、 不動産鑑定の登録がある こと
	地質調査	
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	
土木設計	土木に関する工事の設計または監理 建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	建築に関する工事の設計または監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

(3) 製造の内容

希望品目	内 容
製 造	工事に関する施設・機械の製造、船舶（※）の製造・修繕

※ 船舶に関して、本入札参加資格制度における「製造」の入札参加資格が必要なのは、「20トン以上のもの」の製造・修繕を希望する場合です。

※ 「20トン未満のもの」は物品扱いとなり、その販売・修繕を希望する場合は出納局入札用度課が担当する物品購入（修繕）の入札参加資格が必要です。

3 入札参加資格審査を受けることができない者

以下のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査を受けることができません。

入札参加資格が認定された後、下記事項に該当した場合は、資格を失うことがあります。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 法律などで、営業に許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) 消費税又は地方消費税を滞納している者
- (5) 工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前1年の営業年度において、完成工事高や取扱高のない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (7) 工事の入札参加資格審査申請をする場合は、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）

※（5）で定める直前1年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。

4 審査を実施する時期及び資格の有効期間

(1) 審査実施時期及び審査基準日

福島県建設工事等入札参加資格審査は、2年に1回の基本受付（資格の更新）と半年毎の追加受付を実施しており、2年間で4回実施します。基本的に下表のようになります。

区分	受付時期	審査基準日
基本受付	(1) 福島県内に主たる営業所（本店等）を有する方（県内業者）は、西暦における偶数年の9月、10月の2ヶ月間 (2) 福島県外に主たる営業所（本店等）を有する方（県外業者）は、西暦における偶数年の10月、11月の2ヶ月間 (3) 経常JVは3月	西暦における偶数年（受付年と同年）の7月1日
第1回追加	西暦における奇数年の6月の1ヶ月間	西暦における奇数年（受付年と同年）の1月1日
第2回追加	西暦における偶数年の1月の1ヶ月間	西暦における奇数年（受付年の前年）の7月1日
第3回追加	西暦における偶数年の6月の1ヶ月間	西暦における偶数年（受付年と同年）の1月1日

(2) 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間の始期は、申請をした時期により異なります。有効期間の終期は、申請時期にかかわらず一定となります。

なお、令和5・6年度入札参加資格の有効期間等については、「Ⅱ 工事等入札参加資格審査申請の手続き」を確認してください。

受付区分	資格の有効期間	
基本受付	審査基準日翌年度4月1日から2年後の3月31日	2年間
第1回追加	資格の認定を受けた日から翌々年の3月31日	約1年6カ月間
第2回追加	資格の認定を受けた日から翌々年の3月31日	約1年間
第3回追加	資格の認定を受けた日から翌年の3月31日	約6ヶ月間

5 資格の審査及び認定

(1) 建設工事に関する資格審査及び認定

- ① 総合点を算出 $\text{総合点} = \text{客観点} + \text{主観点 (県内業者のみ付与)}$
- ② 入札参加資格の認定及び工事発注種別ごとの格付け（A～D又はA～C）を決定

(2) 測量等及び製造に関する資格審査及び認定

総合点等の点数付けはしていません。入札参加資格の認定のみ行います。

(3) 審査事項

区分	審査事項
工事（18種別） ※詳細については、 下記(4)～(5)を 参照のこと	1 客観的事項
	a. 経営規模 b. 経営状況
	c. 技術力 d. その他の評価項目（社会性等）
	2 主観的事項（県内業者のみ）
	a. 工事成績 b. 工事施行の状況
	c. 優良工事の有無 d. 技術職員の数
	e. 建設業法に基づく処分の有無
	f. 入札参加資格の認定の取消しの有無
	g. 入札参加資格の制限の有無
	h. 福島県次世代育成支援企業認証の取得の有無
	i. 障がい者の法定雇用義務の遵守の有無
	j. 建設業新分野進出企業認定又は優良企業表彰の有無
	k. 除雪、維持補修業務（災害対応を含む）の実績の有無
l. 常用雇用した新卒者の有無	

	m. 保護観察対象者等雇用の有無 n. 健康経営優良事業所認定の有無
測量等（5種別）	1 審査基準日の直前2営業年度における取扱高の平均取扱高 2 審査基準日の直前事業年度終了日における測量等に従事する職員数 3 業務の経歴 4 資本金額 5 営業年数
製造 （工事に関するもの）	測量等と同じ

（4）工事の入札参加資格に係る客観的事項

客観的事項とは経営事項審査の審査事項を福島県の18工事種別に対応するように組み替えたもので、下表のとおりです。

区分	審査項目	経営事項審査との対応
1. 経営規模	a. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種別別年間平均完成工事高	完成工事高を福島県の18工事種別に組み替え（2年平均か3年平均かは経営事項審査と同じになる）
	b. 審査基準日の直前の営業年度終了日の決算（基準決算）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額	自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点（X2）を使用
	c. 基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の2期平均額	
2. 経営状況	a. 純支払利息比率 b. 負債回転期間 c. 売上高経常利益率 d. 総資本売上総利益率 e. 自己資本対固定資産比率 f. 自己資本比率 g. 営業キャッシュフロー h. 利益剰余金	経営状況の評点（Y）を使用
3. 技術力	a. 基準決算の営業年度終了日における工事種別別技術者数	技術者数を福島県の18の工事種別に組み替え（2年

3. 技術力	b. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均元請完成工事高	平均か3年平均かは経営事項審査と同じになる)
4. その他の審査項目 (社会性等)	a. 労働福祉の状況 b. 建設業の営業年数 c. 防災活動への貢献の状況 d. 法令遵守の状況 e. 建設業の経理に関する状況 f. 研究開発の状況 g. 建設機械の保有状況 h. 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 i. 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 j. 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況	その他の評価項目（社会性等）の評点（W）を使用

(5) 工事の入札参加資格に係る主観的事項

福島県が独自に設定している事項で、下記項目の点数の合計が主観点になります。工事における主観的事項は、県内業者のみが対象です。

評価項目	評価内容	主観点		
1. 工事成績 ※5業種のみ 対象	①基本受付の審査基準日の直前4年間の県発注工事の工事成績の平均点を算出 ②工事成績点65を主観点0点とし、工事成績点が1点増減する毎に、主観点20点を増減	《算出式》 (直前4年間の工事成績点の平均点-65点)×20 (例)平均点が80点の場合 (80-65)×20=300点		
2. 工事施工の状況 ※5業種のみ 対象	審査基準日の直前2（又は3）営業年度の下請発注比率により算出	下請発注比率(%)	建築以外	建築
		50以下	0点	0点
		51~60	-4点	0点
		61~70	-8点	0点
		71~80	-12点	-4点
		81~85	-16点	-8点
		86~90	-20点	-12点
		91~95	-40点	-20点
		96以上	-40点	-40点

3. 優良工事の有無	審査基準日の直前2年度間における優良工事の実績		
	(1) 優良工事の表彰1件ごと (2件まで)		20点
	(2) 福島県優良工事表彰審査委員会の審査に合格した工事(表彰工事除く)を2か所以上施工の場合。ただし、優良工事表彰で付点された場合は付点なし		20点
4. 技術職員の数	基準決算の営業年度終了日における工事種別別技術者数		<p>《算出式》</p> <p>技術職員の数(10人まで) × 2</p> <p>※技術職員数は前記(4)3のaの値とする。</p> <p>(例) 一般土木工事の技術職員の数が8人の場合</p> <p>8 × 2 = 16点</p>
5. 建設業法に基づく処分の有無	審査基準日の直前2年間の監督処分歴 (いずれも1件ごと)		
	指示処分		-10点
	営業停止処分	30日未満	-20点
		30日以上90日未満	-30点
		90日以上180日未満	-40点
180日以上		-50点	
6. 資格の認定の取消の有無	審査基準日の直前2年間の入札参加資格の取消歴		
	取消該当の工事種別		-50点
	取消該当以外の工事種別		-25点
7. 入札参加資格制限の有無	審査基準日の直前2年間の入札参加資格制限歴 (いずれも1件ごと)		
	資格制限期間	1月未満	-10点
		1月以上2月未満	-20点
		2月以上3月未満	-30点
		3月以上6月未満	-40点
		6月以上	-50点
8. 福島県次世代育成支援企業認証の取得の有無	審査基準日における「福島県次世代育成支援企業認証」の取得の有無		
	「働く女性応援中小企業認証」を取得		10点
	「仕事と生活の調和推進企業認証」を取得		10点

10. 障がい者の法定雇用義務遵守の有無	審査基準日における障害者の雇用の有無	
	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する障害者の法定雇用義務がある場合は、当該義務を遵守している	10点
	上記に該当しない場合で障害者を雇用	10点
11. 建設業新分野進出企業認定又は優良企業表彰の有無	審査基準日における福島県が定める建設業新分野進出企業認定、優良企業表彰の有無	
	「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定を受けている	10点
	「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」の表彰を受けている	10点
12. 除雪、維持補修業務(災害対応を含む)の有無	<p>過去2年間(審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において福島県発注による県管理道路の除雪業務の実績又は県管理道路、河川、海岸の維持補修業務の実績(災害対応を含むもの。)がある</p> <p>(1)除雪業務</p> <p>①除雪業務委託</p> <p>②港湾・漁港維持管理業務委託</p> <p>(2)維持補修業務</p> <p>①県単応急対策業務委託</p> <p>②道路維持補修業務委託</p> <p>③舗装維持修繕業務委託</p> <p>④河川維持管理業務委託</p> <p>⑤海岸維持管理業務委託</p> <p>⑥港湾・漁港維持管理業務委託</p> <p>※(2)①は農林水産部所管、それ以外は土木部所管</p>	10点
13. 常用雇用した新卒者の有無	<p>審査基準日の属する年度の3年度前の4月1日以降に、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)を卒業した者を常用雇用(契約期間の定めのない労働契約による雇用。いわゆる正式採用。)した場合。</p>	<p>《算出式》</p> <p>新卒者の数(4人まで)×5</p> <p>(例)新卒者数4人の場合</p> <p>4×5=20点</p>

<p>14. 保護観察対象者等雇用の有無</p> <p>※令和5・6年度 新設</p>	<p>福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として、審査基準日の3年前の日が属する年度の4月1日以降に保護観察対象者等（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。）を雇用した場合。</p>	<p>《算出式》</p> <p>保護観察対象者等の数 (4人まで) ×5</p> <p>(例) 保護観察対象者等の数 3人の場合 3×5=15点</p>
<p>15. 健康経営優良事業所認定の有無</p>	<p>審査基準日における福島県が定める「ふくしま健康経営優良事業所」の認定を受けている</p>	<p>10点</p>

※ 表中の「1. 工事成績」及び「2. 工事施工の状況」における5業種とは、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事をいう。

(6) 総合点の調整

下記の項目について総合点の調整を行います。

項 目	内 容	算定方法
合併特例措置	<p>合併等により総合点の調整の適用を受けた場合には、格付等級を本来の等級よりも1等級上位に格付する。ただし、合併等の結果、合併前より上位の格付等級又はAランクに格付けされた場合は、特例措置の対象としない。</p>	<p>該当する申請者毎に調整点数を算定</p>
ランクの調整	<p>前回名簿（令和3・4年度）において各種別毎にC又はDランクの者及び新規申請者については、<u>Bランクを上限とするように点数の調整を行う。</u></p> <p>※新規申請者とは、令和3・4年度名簿に登録されていない者をいう。</p>	<p>同 上</p>